



巻頭言

<東日本大震災からの復興と建築基本法>

神田 順

東日本大震災は、自然の脅威に対する科学技術の限界を教えてくれたと同時に、社会を営む上での国の役割、規則の意味などを問い直すきっかけを与えてくれた。復興に大きくかわりを持つ、建築関連法制度のあり方、社会合意の形成の仕方など、我々の提案する建築基本法の実現で何が変えられるのか、議論する題材も豊富である。

建築基本法のねらいは、経済至上主義に建築を委ねることから、本来の建築をとりもどすことにある。理念としての安全、健康、快適という事柄についても、国が決めたから、基準法に書いてあるからということだけでなく、もっと自律的に、自ら住まい方を考える中から判断していくことを、応援する社会体制をつくる必要がある。専門家の役割が問われるのも、異なる自然環境の中の個々の建築に求められる質を実現させる技能であり、建築主との信頼感に基づく相互理解である。

震災後、釜石市の漁村集落の再生にむけて、国会としても有志の活動を応援することから、家づくり、まちづくりの実践にかかわっている。自然災害からどのようにして生命を守り、財産を守るか、そのための法律のあり方を考えるというのは、法律によってすべて決めることでの解決を意味しない。法律がどこまでのルールを決め、自己責任でどこまで考え、町や市がどこまで保障できる体制をつくるか、まさに、新しい日本の社会に向けて大きな1歩を踏み出すために、建築基本法はある。

岩手県釜石市唐丹町小白浜/漁村集落の被災とまちづくり

西 一治

▽東日本大震災の発災3カ月後の2011年6月、東京大学神田順研究室(当時)は、小白浜はじめ3漁村の被災調査を実施した。小白浜は唐丹最大の集落で世帯数約400戸、人口641人。漁業世帯が37%を占める。今回の震災で、北の山側を頂点に南湾口の400mの防潮堤(h=12.5m、平成2年完成)に向かって広がる三角エリア1.5ha内の住宅、施設約140戸が全壊・流失した。津波は標高18m地点まで遡上したと報告されている。死者は2名。1896年の明治三陸大津波(全113戸中102戸流失、死者・不明者460人)、1933年の昭和三陸津波(全158戸中96戸流失、死者・不明者6人)に比べると、住民の災害への備え、学習や訓練の成果が読み取れる。

▽その後、調査報告書の説明を兼ねて何度か被災地を訪ね、地元の人々、行政とヒアリングを重ねた。復旧・復興が遅々として進まない要因は、施策決定のベクトルが国⇒県⇒市(⇒まち)と一方通行で、行政と住民の意志疎通ができないまま、関係者一同が消耗、疲弊している状況にあると見受けられた。そこに一石を投じる意味で、2012年3月に、準備会有志で、「まちづくり案」を作成し、町会・自治会・行政にも提示した。

震災復興は自らのまちを見直すことであり、20~30年後の将来を同時に考えること=少子・高齢化、過疎化社会への答えを見つけることでもあると実感した。

▽2012年6月、小白浜に福祉・教育・住民サービスの活性化を促すNPOが設立され、活動を始めていた。われわれも「まちづくり」をキーワードにNPOと共催でワークショップを行う。8月17~19日にかけて、地形模型を作成しながら、子どもたちに自由に絵を描いてもらった。最終日は3人の講演の後、参加住民と討論会を行い、「まちづくり宣言」を発表。12月には釜石市主催の小白浜災害復興公営住宅のプロポーザルコンペにもチームを作り参加した(38チーム応募、残念ながら落選)。一步一步前に進む。

▽ただし、小さい集落とはいえ、内部のグループごとで復興への温度差があり、前進しながらもギクシャクする。小白浜の自然、海・山・川に接し、住民の方々と杯を傾けて楽しいときを過ごしながらか、さて専門家に立ち返ってわれわれ部外者に何を、どうすることが出来るかとなると、立ち位置が不安になる。要するに片思いなのだ。しかし発災から2年が経過しても出来ていることがあまりに少ない現実が、われわれの背中を押す。「建築は社会的行為であり、建築に係わる理念と関係者の責務の実践」という意味から、被災現場で地区計画を考え、景観や安心して住めるまちの姿を基本に立ち返って住民とともに議論する。それが将来につながり、国と地域、それぞれの役割と責任も見えてくるはずだ。

災害に強いまちづくりには

赤羽吉人

東日本大震災からの復興を技術的な要素から検討を進めていくと、昨今伝えられる高さ15m超の防潮堤に行き着いてしまうらしい。国土として大切な資源である眺望や緑豊かな海岸線を切り捨てて、巨大なコンクリートの壁で守る国土とは一体何なのか、1000年に一度の大災害への対応策として本当にふさわしいのか、疑問を禁じ得ない。

防潮堤は所詮想定内の波高に抵抗するだけであって、津波の脅威から生命を守るには、例えば避難可能な距離にある避難用人工地盤であり、災害の記憶を風化させない配慮であり、全員に逃げる機会を保障する地域コミュニティを維持する施策であろうと思う。

大震災の教訓から我々は本当に学んでいるのか、復興策の結論に行き着くのに、どれだけ住民の意思が汲み上げられているのか、はなはだ心もとない。だからこそ、まちづくりと建築に関わる全ての関係者が義務と責任を明確にして各々の役割に取り組むという、現行法制度に欠けている明確な視点を押し立てる建築基本法が必要である。建築基本法は、災害に強いまちづくりには極めて有用であることを申し添えたい。

安全性のレベル設定と運用

牧村 功

6500 万年前の直径10kmを超える巨大隕石の衝突によって発生した大津波と爆発・火災による塵が地球環境システムを破壊し、10万年に亘って温暖化現象が続き、絶頂期にあった恐竜を絶滅させたとの説がある。地殻変動による火山活動や大地震を多く経験してきた日本人は、科学者は、技術者は、東日本大震災を想定外とは到底言えまい。

残念ながら、大地震では建物内の建築設備・生産設備の損傷により長期間企業活動に支障をきたす経験を繰り返している。自然災害の危険レベルを数段階設定し、インフラストラクチャー、建築物の構造と非構造部材（内装、設備）等を、使用目的により危険レベル（安全性）を設定し、災害発生時、発生後どう運用していくかを事前に計画し、実行できるようにしておくことが必要だ。BCP（事業継続計画）・BCMS（事業継続マネジメントシステム）がそれをサポートする手法である。社会生活を維持するためには、住宅も非住宅建築物でも、建物の安全性の確保だけでなく、罹災後の対応を想定したハード・ソフトの計画と運用が求められている。

自然の猛威は最低ルールと大違い

水津秀夫

東日本大震災は過酷な被害とともに大切な教訓を残した。東北の太平洋沿岸では津波災害が大昔からくり返されてきたにも拘わらず、その対処は十分ではなかった。

社会の安全を保つ最低ルールは、しばしば起きる程度の異常な自然現象に対処するために、その時代の経済性や技術を勘案して定めている。滅多に起きない巨大な自然の猛威に対するものではない。従って人命を失わないためには、大津波がくれば高いところへ逃げる。地震や竜巻の時は押し潰されたり吹き上げられたりしないような所に身を潜めて、猛威が去るのを待つ。すなわち個人が置かれた状況で猛威から逃げる最大の努力をすることである。また建物や人工物は最低レベルの安全性を定めた規制値を満たしても、自然の巨大な猛威に対しての安全性を保障してはいないのだから、自らの判断や専門家の知恵を借りて規制値を大幅に超える設計条件にし、損傷を受けた人工物を作り直すための保険をかけておくことである。人命は取り返すことは出来ないが人工物は作り直せる。当てにならない最低ルールに頼らず、自らの判断で自然の猛威に処する知恵を養うことである。

編集後記

災害には、「自助・共助・公助」の取り組みが大切だと言われていますが、掛け声ばかりでシステムとしては確立されていません。建築基本法は、そこに筋道をつけられる、かも。シンポジウムにご参加ください。

J・Y

建築基本法シンポジウム

「自然災害から生命と財産をどうやって守るか」

・日時: 2013年4月16日(火) 14:00~15:30(開場 13:30~)

・場所: 衆議院第二議員会館 1階 多目的会議室

事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/